

コード	名 称	区分	コード	名 称
事業名	141 住民自治協議会推進経費	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本	62 豊かさを実現するための地域に合った施策を住民	目	14	自治振興経費
			146	住民自治協議会推進経費
行革大綱の重点事項番号		5	細目	52 住民自治協議会推進経費
担当部署	コード 101700	担当者氏名	岡本隆雄	連絡先 22 - 9639 (内線)

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	住民自治協議会 ※対象件数 38地域
成果(どうする)	地域まちづくり計画を策定し、事業実施していくための財政支援として地域交付金を交付し、地域の合意で使途が決まることから、地域ごとの創意・工夫が発揮された事業が実施できる。
根拠法令・要綱等	伊賀市自治基本条例、伊賀市住民自治協議会の財政支援に関する要綱
開始年度	平成 17 年度
終了年度	平成 22 年度
H22 事業内容	住民自治協議会の設置・運営、地域まちづくり計画の策定・実行などに関し、助言や情報提供・財政支援などを行う。 ●地域交付金:地域まちづくり計画に基づき推進する事業や活動などを支援するための交付金であり、予算の範囲内で1協議会につき基準額40万円+人口割を交付する。また、地区市民センターが整備されていない協議会へは人件費として30万円を加算する。
社会情勢の変化等	設立交付金の交付が終了したことから、H17・18の事業実績を検証しH20年度からの地域交付金の交付基準を見直した。その結果、H20年度からは人口の多少に関わらず、会の運営等に必要額を確保するため1協議会基準額40万円+人口割とし、上限を1協議会350万円とした。また、H19年10月の要綱改正により、地区市民センターが整備されていない協議会へは人件費として年間30万円を加算することとした。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
対象区域設置数(土野実所管内)	地域	目標	21	21	38	38
		実績	20	37		
地域まちづくり計画策定(土野実所管内)	地域	目標	21	21	38	38
		実績	20	37		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
区域単位での住民自治協議会の設置数	地域	伊賀市のまちづくりの基本は住民自治であるため、区域等検討委員会で検討された21区域での協議会の設立が指標となる。	目標	21	21	-	-
			実績	20	37	-	-
区域単位での住民自治協議会の設置数	地域	伊賀市全域の38地域での協議会の設立が指標となる(平成22年度から)	目標	-	38	38	38
			実績	-	37		

投入コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
Aの財源内訳	国庫支出金	24,841	43,714	161,448	161,448
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	24,841	43,714	161,448	161,448
	事業投入人件費(B)	0.6人	4,320人	4,320人	15,840人
	フルコスト(A)+(B)	29,161	48,034	177,288	177,288

事務事業の評価(Check)

	判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	○
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	○
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
有効性	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	○
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
達成度	住民自治協議会が主体的に取り組む「まちづくり」ができなくなる。	○
	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
効率性	基本施策の目的を達成するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	○
	サービス水準や対象を見直す余地がある。	
改善策	当初設定した計画を 100% 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
	予算の繰越の有無 無	
昨年度の取組状況	【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
今後の方向性	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
現時点における課題、その他	受益者負担を求めることができる事業である。	
	全体コストにおける負担構成は適正である。	
課題、その他に対する改善策	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	
	行政施策として、市民への説明会を行なう。	
課題、その他に対する改善策	【状況】 計画のとおり進んでいる	
	【詳細】	
課題、その他に対する改善策	自治組織の見直しの中で、従来行っていた行政事務連絡等の委託料や地域への補助金等(街路灯・掲示板の設置)を、地域の裁量により活用できる自由度の高い包括的な交付金への移行について検討した。市民への周知のため説明会(年2回)を実施した。	
	地域包括交付金の二次見直しとして、各課の業務を整理し、地域でできる業務をメニュー化する。	
課題、その他に対する改善策	本年度地域包括交付金の二次見直しとして、各課の業務を整理し、地域で取り組んだほうが効果的、効率的な事業を地域包括交付金に含めていくためのメニュー化する。	
	補助金の見直しに関する方針に基づき、地域包括交付金の算定方法や算定基準等を見直す。	

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	前山 恭子
【方向性】	拡大・充実
【理由】	自治組織のあり方を見直しに基づき、地域包括交付金として住民自治協議会へ一括交付し、地域の実情に合わせた優先的課題に主体的に取り組む。
現時点における課題、その他	・地域包括交付金の二次見直しとして、各課の業務を整理し、地域でできる業務をメニュー化する。
課題、その他に対する改善策	・本年度地域包括交付金の二次見直しとして、各課の業務を整理し、地域で取り組んだほうが効果的、効率的な事業を地域包括交付金に含めていくためのメニュー化する。 ・補助金の見直しに関する方針に基づき、地域包括交付金の算定方法や算定基準等を見直す。